

療養病床転換支援資金の創設

過去に整備した療養病床に係る債務の円滑な償還を含め、医療法人等による療養病床の転換の促進を図る「療養病床転換支援資金」を創設します。

これにより、療養病床転換により事業収入が減少しても、安定的な経営を確保できます。(キャッシュフローの改善)

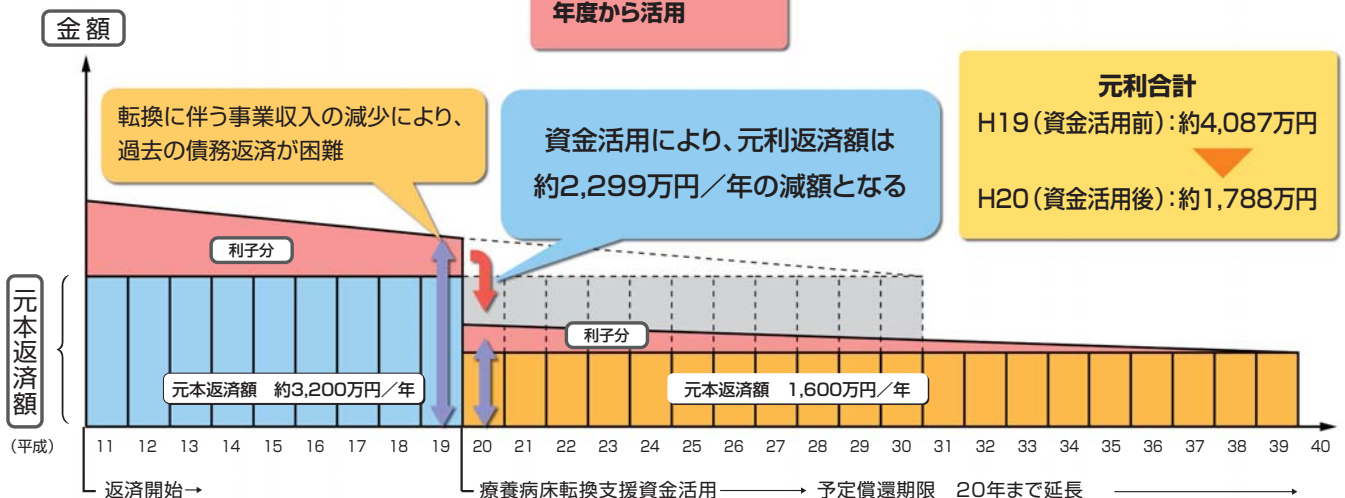
平成11年度借入・償還期間20年の場合

[粗い試算]

●償還期間 20年
●利率 2.5%
●借入額 6.4億円

●償還期間 20年
●利率 1.8%
●借入金残高 3.2億円

「療養病床転換支援資金制度」を平成20年度から活用



【参考】療養病床転換支援資金の概要

■対象施設

療養病床を老人保健施設、有料老人ホーム等に転換する病院又は診療所

■概要

療養病床整備を行う医療機関の転換後の安定的な経営を支援し、療養病床整備時の債務の円滑な償還に対応するため、独立行政法人福祉医療機構の融資制度として平成20年度に創設。(23年度までの時限措置)

- 貸付限度額 最大7.2億円以内
(原則4.8億円以内。ただし、特に必要と認められる場合は7.2億円以内)
- 償還期間 最大20年以内
(原則10年以内。ただし特に必要と認められる場合は20年以内)
- 貸付利率 財政融資資金借入利率と同率

また、療養病床整備時に独立行政法人福祉医療機構から借り入れた債務についても、法人の経営状況に応じて償還期間を延長することとしている。

(独) 福祉医療機構の融資条件の優遇等

I 療養病床転換に係る融資条件の優遇

転換に伴う改修等に要する資金については、融資条件を平成19年度より優遇。

- ① 融資率 75% → 90%へ引上げ
- ② 貸付金利 財投金利+0.1% → 財投金利と同じ
- ③ 融資対象 有料老人ホームの融資対象化

融資条件等

主な施設種別	主な貸付の相手方	通常の融資条件		平成20年度(病床転換に限る)	
		融資率	利率	融資率	利率
特別養護老人ホーム	社会福祉法人	75%	財投金利+0.1%	90%	財投金利
ケアハウス	社会福祉法人 医療法人				
<u>有料老人ホーム</u>	<u>社会福祉法人 医療法人</u>	原則として融資対象外			
老人保健施設 (※医療貸付)	社会福祉法人 医療法人	75%	財投金利+0.1%	90%	財投金利

※ 平成19年度からの要件緩和事項についてはアンダーライン表記

II 経営安定化のためのつなぎ融資

病院、診療所において、一時的に資金不足が生じる場合(※)には、「経営安定化資金」の融資制度を活用可能(既に制度化)。

(※) 具体例

- 「介護保険移行準備病棟」または「経過型介護療養型医療施設」へ移行するために一時的に資金不足が生じる場合等

融資条件等

対象	療養病床を有している病院及び診療所	
資金の使途	一時的な特殊要因等により生じた資金不足を解消するために必要な資金繰り資金、経営改善のために必要な資金	
融資条件	融資額	病院は1億円以内、診療所は4,000万円以内
	融資利率	財投金利+0.5%
	融資期間	原則5年以内。ただし特に必要と認められる場合は7年以内(うち据置期間1年以内)
	償還方法	毎月償還(元金均等)
	担保	原則として必要
	保証人	病院2名以上、診療所1名以上

第3期介護保険事業(支援)計画における定員枠の弾力化

I 介護保険施設等の定員枠の弾力運用

都道府県、市町村は、第3期(平成18~20年度)の介護保険施設等の合計の指定の枠内であれば、年度ごと、施設種別ごとの指定の枠を超えても、医療保険適用の療養病床から老人保健施設等への転換を可能としています。

現行

転換は年度ごと、施設種別ごとの指定の枠内で行う。

(例)	[18年度]	[19年度]	[20年度]
介護療養	50	50	50
老健施設	100	100	100
特養	100	100	100
特定施設	50	50	50
4施設計	300	+	300
		+	300
			= 900

見直し後

転換は3年間を通じ、全種別合計の指定の枠内で行う。

(例)	[18~20年度]
介護療養	3年間の全種別 合計の指定の枠 900
老健施設	
特養	
特定施設	

市町村介護保険事業計画における認知症高齢者グループホーム等の指定枠についても、3年間の合計の新規指定の枠内であれば、同様に取り扱う。

II 医療区分1の患者が多く、経営困難な医療機関の特例

第3期の合計の指定枠を超える場合であっても、次のすべての要件を満たす医療保険適用の療養病床については、都道府県及び市町村の協議(認知症高齢者グループホームへの転換の場合は市町村の判断)により、老人保健施設等への転換を可能としています。

- ① 当該療養病床における医療区分1の患者割合が当該都道府県の平均値を超えていること
- ② 転換を認めなかった場合は当該医療機関が存続できなくなると見込まれること
- ③ 当該療養病床の転換・存続が地域ケア体制の確保を図る上で必要不可欠であること